

発行日：令和7年6月30日

令和6年度環境経営レポート

(対象期間：令和6年5月～令和7年4月)

YAMAMOTO KOGYO

ea
環境省
エコアクション21

株式会社 山本工業
YAMAMOTO KOGYO

目 次

代表者あいさつ

1. 組織の概要
2. 事業概要
3. 環境経営方針
4. 環境経営目標とその実績
5. 環境経営計画、取組結果とその評価、次年度の取組内容
6. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び

評価並びに違反、訴訟等の有無

7. 代表者による全体評価と見直しの結果

YAMAMOTO

代表者あいさつ



当社は昭和 63 年創業以来、建築物・構造物の取り壊しを主とし営業してまいりました。建築物の解体は、平成 12 年 5 月に建設リサイクル法が制定され、従来のミンチ解体から分別解体へと工法がガラリと変わりました。

その中で人手と重機の融合で多芸多才な人材を育成し、一人一人が自分の仕事を全うすることにより専門的な知識・技能を社員に身に付けさせたいと思っています。また、経営理念をもとに【壊す】ことで地域貢献・人材育成・コンプライアンスを遵守し、壁の向こうにある【何か】を真剣に望み、もう一歩先の解体専門工事業として歩む努力を誓います。

株式会社 山本工業

代表取締役 山本 徳光

株式会社 山本工業 代表取締役 山本徳光

資材置場(旧処分場) 青森市小館字亀山

担当者 工事部 藤盛 智子 TEL:017-741-4585

■特定建設業許可:青森県知事許可(特-2)第12119号

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、解体工事業、舗装工事業

様式第 3863 号

特 定 建 設 業 許 可 指 令 書

青森市大字駅込字柳ノ沢110
株式会社山本工業

令和 2 年 8 月 5 日付で申請のあった 特定建設業の許可については、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 2 年 8 月 25 日

青森県知事 三村 孝



記

- ① 可 審 者 青森県知事許可（特 - 2）第 12119 号
- ② 許可の有効期間 令和2年9月7日から 令和7年9月6日まで
- ③ 建設業の種類

土木工事業 建築工事業	造園工事業	土質・土工事業
----------------	-------	---------

但し許可の変更申請を行う場合は要領記載事項表「第3 年 8 月 5 日」
(この日が発着日の休日にあたる場合は、直後の平日)」を参照す。



東京都建設局 建設部

特定建設業許可指令書

東京都土木建設局平成17年110
 様式（公社土木工業）

当般 4 第 9 月 10 日付で申請があった 特定建設業の許可に
 ついては、建設業法（昭和25年法律第109号）第3条第1項の規定に
 より、手続初より許可とする。

令般 4 第 10 月 4 日

東京都建設局 建設部



記

1 許可番号 資審基加第許可（特）4 第1219号
 2 許可の名称種別 令般 4 第10月4日付令 9 第10月3日付令
 3 建設業の種類 建築工事業

許可の支那申請を付添いの建設業法第17条第4項第2号の
 （この申請書受理の時に既に第三号の許可は、取得の済み）

■産業廃棄物処分業許可

[illegible]

(単位)						
地区の名称	施設の所在地	施設能力	設置年	許可年月日	許可番号	備考
池田建設 (19550421-2)	東近畿労働局大分 小浜市島111番地	会食くす	245000	平成14年10月	—	—
東近畿建設 (197040000)	東近畿労働局大分 小浜市島111番地	会食くす	246000	平成14年12月	—	—
東近畿建設 (19749100)	東近畿労働局大分 小浜市島111番地	会食くす	271000	平成14年12月	—	—
緑島建設(株) (2001000)	■島建設(株)大分 小浜市島111番地	■島フラスタック ■焼	C-155/00	令和4年11月8日	—	—
新井・佐藤建設(株) (2010100-2010200)	■島建設(株)大分 小浜市島111番地	■島フラスタック ■焼 ■焼くす ■焼くす	41/00	令和2年12月17日	—	—

3. 許可の廃止
無し

4. 許可の変更又は変更の状況

平成 9 年 12 月 24 日	新規許可
平成 14 年 12 月 24 日	変更許可
平成 20 年 3 月 20 日	変更許可
平成 20 年 3 月 20 日	変更許可
平成 23 年 7 月 16 日	交換え
平成 23 年 8 月 7 日	変更許可
令和 3 年 2 月 8 日	更新許可
令和 3 年 3 月 23 日	更新え
令和 3 年 10 月 30 日	更新許可
令和 5 年 11 月 18 日	更新許可
令和 6 年 12 月 15 日	事業範囲の変更許可
令和 7 年 3 月 12 日	事業範囲の変更により、事業区分「焼酎」を取り扱う産業 実物の種類に「焼プラスチック類」、「紙くす」、を追加する こと、事業区分に「焼酎類」を、その取り扱う産業実物 種類に「焼プラスチック類」、「紙くす」、「焼酎くす」 「木くす」を追加し、事業の年におけるすべての施設に「 酒・圧縮空気(焼酎 圧搾空気)20」を添付する。

5. 規則第16条の附7第6の規定による許可証の提出の有無
有り

(以下余白)

第	201010033000	号
交 付	平成29年 2 月 14 日	
青森県公安委員会		
3644		

【事業の規模】

	本社事務所	中間処理場	資材倉庫	機材倉庫
従業員	49 名	25 名		
売上高 (R6)	10.2 億円			
廃棄物処分量		22,854.30t		
延床面積 (㎡)	122.31	119.24	103.68	145.8

【対象範囲】

当社の全活動・全組織を対象範囲とする。

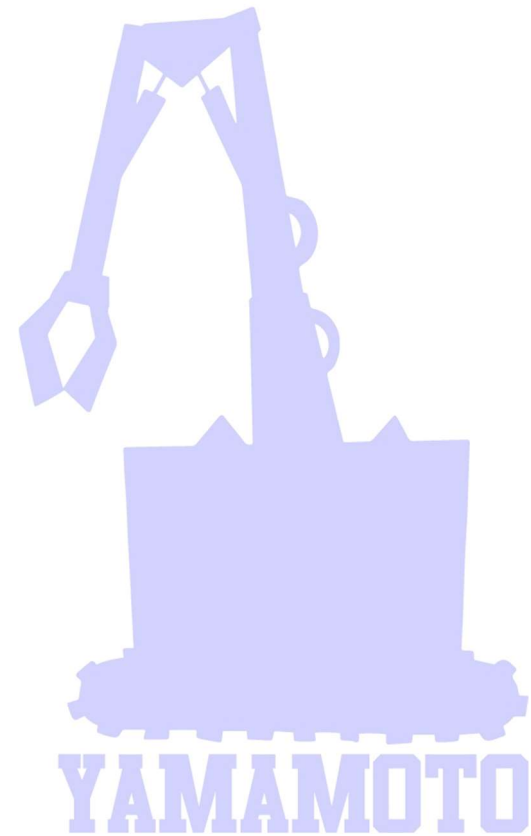
【事業年度】

毎年 5 月～翌年 4 月まで

【環境経営レポートの対象期間（発行日）】

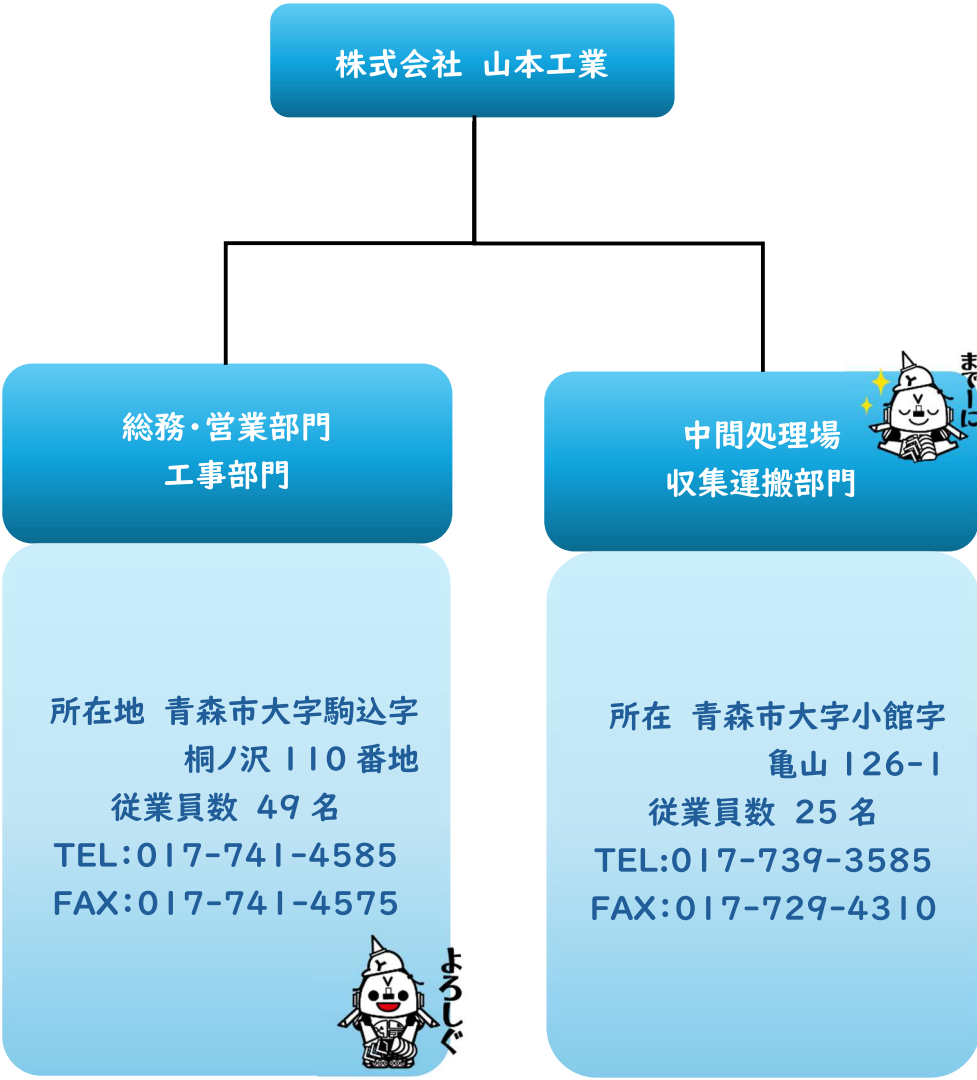
令和 6 年 5 月～令和 7 年 4 月まで（発行日：令和 7 年 6 月 30 日）

YAMAMOTO



2. 事業概要

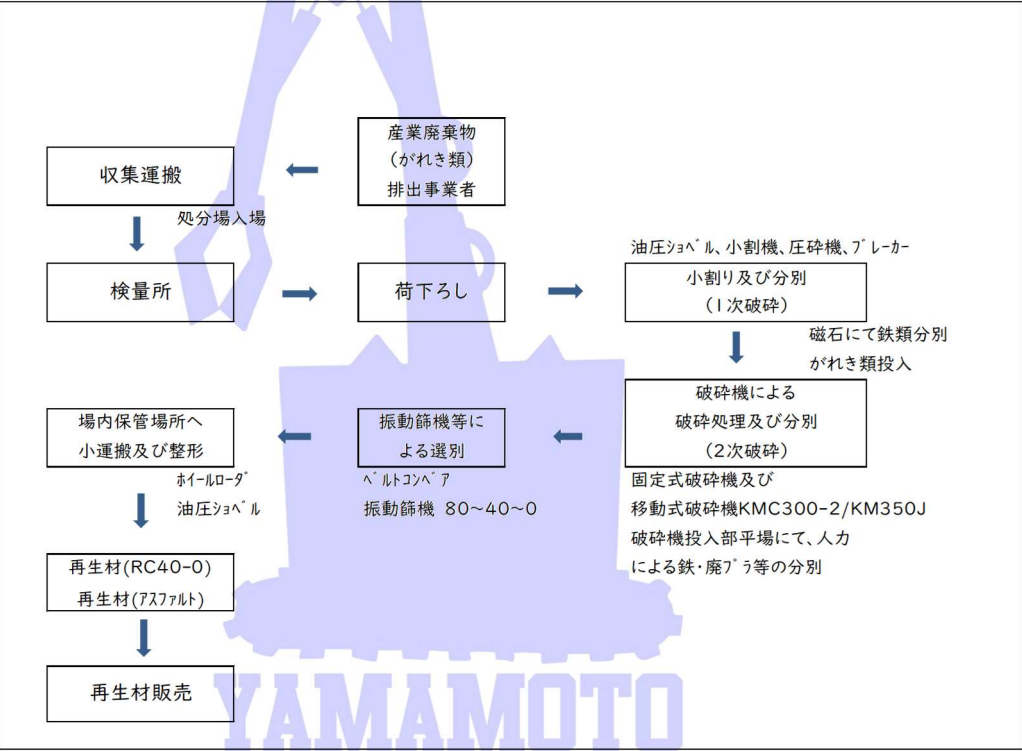
◆組織図◆



◆廃棄物処理に係る組織の概要

事業所名		株式会社山本工業 中間処理場					
代表者名		山本 徳光					
所在地		青森県青森市大字小館字亀山121-24、126-1					
環境管理責任者		山本 仁					
エコアクション21担当者		藤盛 智子					
連絡先		電話	017-739-3585		FAX	017-729-4310	
		E-mail	fujimori@yamamotok.com				
		URL	https://yamamotok.com				
事業活動の内容		産業廃棄物の収集運搬、中間処理及び再生材の販売					
事業の規模	品名	コンクリート	アスファルト	木くず	その他		
	収集運搬量t	15,174.95	631.84	932.13	3285.6		
	処分量t	18,455.41	948.37	532.71	2917.81		
	製造量t(再生材)	18,455.41	948.37	532.71	19.63		
	最終処分量t	—	—	—	—		
法人設立年月日		昭和63年12月		資本金	20 百万円	売上高	102 百万円
許可の内容	許可名/許可番号	年月日		事業計画・事業の範囲(事業区分、廃棄物の種類)			
	特定建設業 青森県知事許可 特-2 第12119号	許可	令和2年9月7日	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、解体工事業			
		有効	令和7年9月6日				
	特定建設業 青森県知事許可 特-4 第12119号	許可	令和4年10月4日	舗装工事業			
		有効	令和9年10月3日				
	産業廃棄物処分業 青森市長許可 第10822013733号	許可	令和5年1月18日	中間処理(破砕) がれき類 木くず ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず 中間処理(切断) 廃プラスチック類 金属くず 木くず 繊維くず			
		有効	令和9年12月23日				
	産業廃棄物収集運搬業 青森市長許可 10812013733	許可	令和3年3月23日	取り扱う産業廃棄物の種類 燃え殻 汚泥 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 政令第2条第13号廃棄物			
		有効	令和8年3月22日				
	産業廃棄物収集運搬業 青森県知事許可 00200013733	許可	令和6年2月19日	取り扱う産業廃棄物の種類 燃え殻 汚泥 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類 政令第2条第13号廃棄物			
		有効	令和11年2月18日				
	特別産業廃棄物収集運搬業 青森県知事許可 00250013733	許可	令和6年2月19日	取り扱う特別産業廃棄物の種類 廃石綿等			
		有効	令和11年2月18日				
古物商許可 青森県公安委員会許可 第201010033000号	許可	平成26年3月12日	事務機器類他				
	有効	—					
一般廃棄物処理業許可証 収集運搬	許可	令和5年4月1日	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、「特定家庭用機器再商品化法」で定める対象機器				
	有効	令和7年3月31日					
設備	設備名	能力・産廃の種類	台数	設備名	能力・産廃の種類	台数	
	移動式破砕施設	KMC300-2 1,200t/8h	1	収運登録 4tダンプ		1	
	〃	TNB-14E 400kgf・m	1	収運登録 4tトラック		2	
	〃	KM350J 360t/8h	1	収運登録 10tダンプ		6	
	破砕施設	HZJ4222 608t/8h	1	収運登録 10tトラック		1	
	〃	WE-22.HC-75 33t/8h	1	収運登録 7t-40t トラック	脱着装置付コンテナ	4	
	切断施設	HCR-450P 372KN	1	収運登録トラック(2~3t)		7	
	〃	TS500RCL-2 2620KN	1	振動篩機	80~40~0	2	
	〃	TS-W500CV 2460KN	1	ベルトコンベア		3	
	〃	TSW610CV 2710KN	1	溶融固化	SPB-20 0.16t/8h	1	
	油圧ショベル	SK210D Dynaspec	2	破砕・圧縮固化	UC-75,EF4-550P-20 4t/8h	1	
	サイロローダ	WA320-7	1				

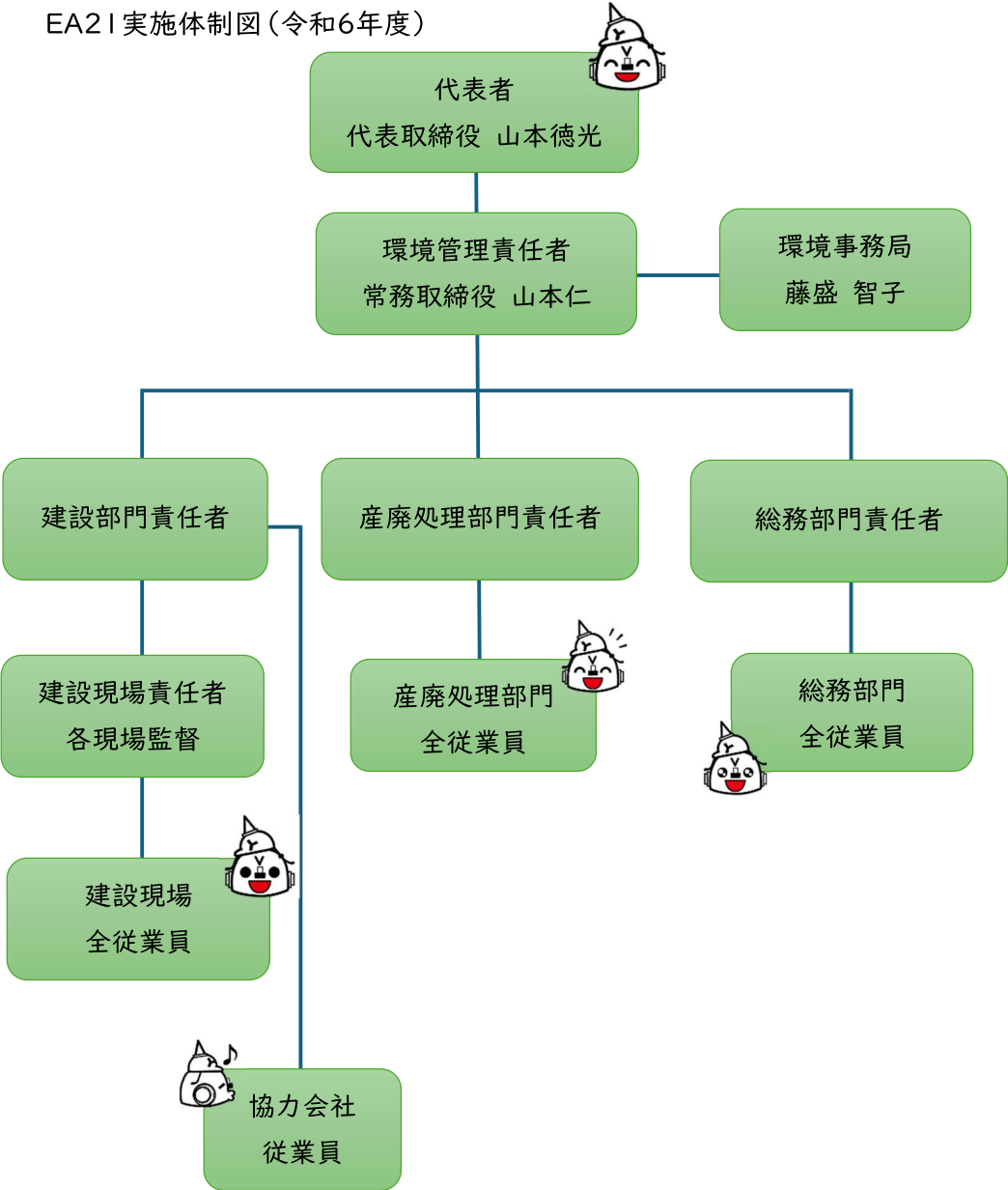
山本工業 産業廃棄物中間処理場
処理方法・処理工程（がれき類）



受託した産業廃棄物の処理量

令和6年度（R6年5月～R7年4月）

処理方法等		廃棄物等種類	処分方法等	処理量t
収集運搬		コンクリート		15,174.95
		アスファルト		631.84
		がれき類		2,494.59
		ガラス・陶磁器くず		145.03
		廃プラスチック		166.83
		金属くず		8.90
		安定型混合		0.07
		石綿含有産業廃棄物(安定型)		177.69
		紙くず		1.15
		木くず		932.13
		繊維くず		19.63
		廃石膏ボード		75.51
		管理型混合		0.00
		廃石綿等		0.43
		その他		195.78
収集運搬量合計				20,024.52
中間処理		コンクリート	破碎～再生材	18,455.41
		アスファルト	破碎～再生材	948.37
		木くず	破碎～燃料チップ	532.71
		廃石膏ボード	破碎～最終処分(委託)	75.51
		ガラス・陶磁器くず	破碎～最終処分(委託)	145.03
		その他	切断～最終処分(委託)	2,697.27
うち再資源化等		コンクリート	破碎～再生材	18,455.41
		アスファルト	破碎～再生材	948.37
		木くず	破碎～燃料チップ	532.71
		繊維くず	破碎～燃料チップ	19.63
		再資源化等量小計		19,956.12
中間処理合計				22,854.30
最終処分		なし		
最終処分量合計				
中間処理後の産業廃棄物	処 分 終	廃石膏ボード	委託	100.04
		ガラス・陶磁器くず	委託	422.67
		その他	委託	2,235.95
	再資源化	コンクリート	破碎～再生材	18,455.41
		アスファルト	破碎～再生材	948.37
		木くず	破碎～燃料チップ	532.71
		繊維くず	破碎～燃料チップ	19.63
		再資源化等量小計		19,956.12
中間処理後処分量合計				22,714.78



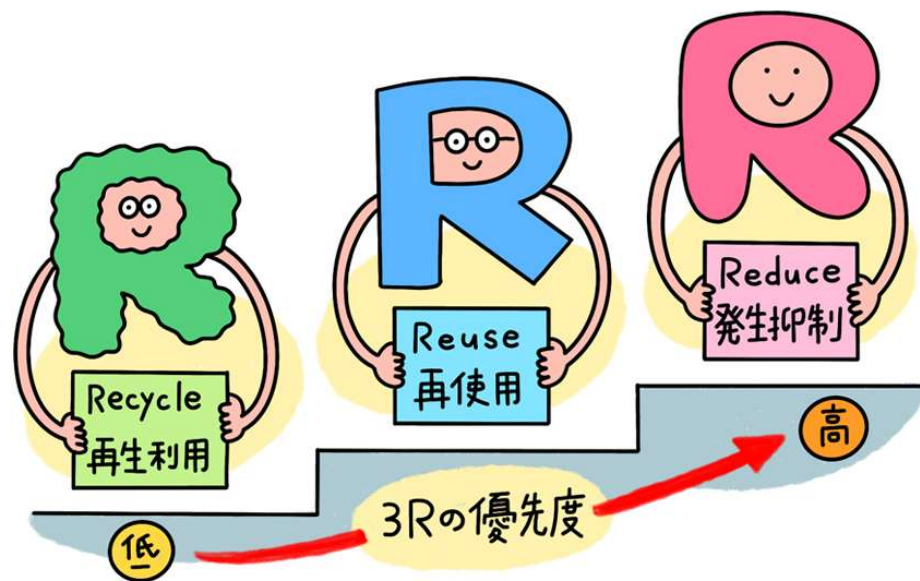
環境経営システム 役割・責任・権限表

	役割・責任・権限
代表者 代表取締役 山本 徳光	・環境方針の作成 ・効果的実勢体制の構築 ・環境経営システムの実施に必要な経営資源を提供 ・環境保全活動を全従業員へ周知 ・取り組み状況、運用状況の評価、見直し ・各責任者への指示
環境管理責任者 常務取締役 山本 仁	・環境への(負荷・取り組み)の自己チェックの承認 ・環境経営システムの構築、実施、管理状況把握、問題点の是正、指導見直し ・環境経営システムの運用状況を代表者へ報告
環境事務局 藤盛	・環境経営システム運用に関する環境管理責任者の補佐 ・環境経営システム運営に関する全社的事務活動の実施 ・環境経営レポートの作成(事務所に備付けと地域事務局への送付)
建設現場責任者 産廃処理責任者 総務部責任者	・環境経営システムの実施、維持 ・環境経営方針の部内への周知 ・教育、訓練の実施(必要に応じ、下請・協力会社へ協力要請) ・環境経営計画の実施及び状況の報告 ・問題点の発見、是正、予防処置の実施
建設現場責任者	・建設部門責任者、協力会社と連携し、環境経営目標・環境経営計画達成のため率先して活動へ参加
全従業員	・環境経営方針の理解、環境経営目標、活動計画の実施 ・責任をもって、自主的・積極的に環境保全活動へ参加

3. 環境経営方針

【環境経営理念】

株式会社山本工業は、ますます深刻化する環境問題に対し、循環型社会実現のため、分別解体を徹底し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）及び CSR 活動に取組み、安全を最優先に掲げ、技術向上を図り企業の魅力を発信することにより、若手人材の確保・育成を行い地域社会に愛される企業を目指し社員が一丸となり環境経営の継続的活動に取り組めます。



【環境保全への行動指針】

1. 事業活動全般について、環境に配慮し、以下の活動を具体的に推進し、環境負荷低減に努めます。

①解体工事においては、環境に配慮した分別解体を徹底し、建設廃棄物の3Rを推進する。

②解体工事着手前に、アスベスト・PCB等の事前調査を徹底し、発生するものに関しては、関係法令に基づき適正に管理及び処理を行う。

③受託廃棄物の再資源化に努めます。

④二酸化炭素の排出量抑制の為、エコドライブの推進、建設機械のアイドリングストップ、電力、化石燃料消費の削減に努める。

⑤解体工事の振動・騒音に対し、環境配慮型建設機械を選定しその低減に努める。

⑥事業全般での節水を通じ、水の使用量を削減する。

2. 事業活動を積極的に発信することにより、若手人材の確保・育成に取組み生産性向上などによる顧客信頼向上に努める。

3. 環境に関する法律、自治体の条例及び弊社が同意するその他環境関連要求事項を遵守する。

4. この環境経営方針を全職員に周知するとともに、情報の公開を図りCSR活動に努める。

制定日：平成28年8月1日

改定日：令和6年5月25日

株式会社山本工業

代表取締役 山本徳光

4. 環境経営目標とその実績

1 主な環境負荷の実績

当社は主に建築物・構造物の解体工事、産業廃棄物処理などを中心とした事業活動を行っており、環境負荷は表1の通りです。

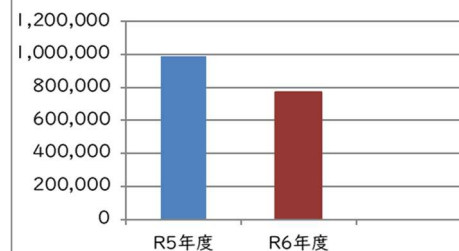
二酸化炭素排出量については、工事現場での重機使用、中間処理場での重機、破碎機使用、産業廃棄物の収集運搬車両等が主なもので、令和6年度は773,193 kg-CO₂/年です。前年度より218,243kg-CO₂/年減となりました。

表1 主な環境負荷等の実績

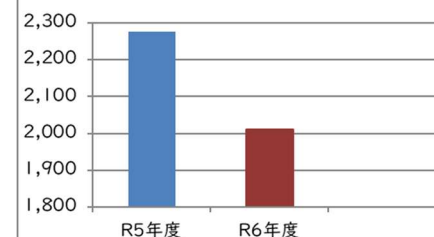
項目	単位	令和5年度	令和6年度
二酸化炭素排出量	kg-CO ₂ /年	991,436	773,193
一般廃棄物排出量	kg/年	2,277	2,011
軽油使用量	ℓ/年	326,142	242,781
ガソリン使用量	ℓ/年	42,863	41,625
水使用量(水資源投入量)	m ³ /年	305	283
購入電力使用量	kwh/年	104,819	98,776



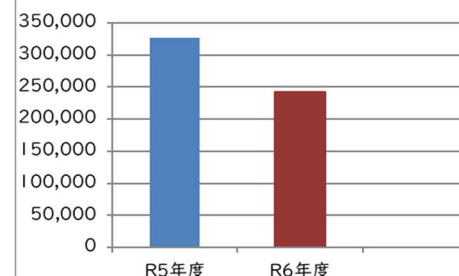
二酸化炭素排出量 t-CO₂/年



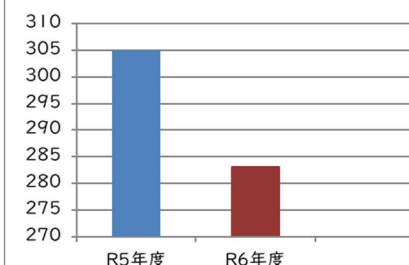
一般廃棄物排出量 t/年



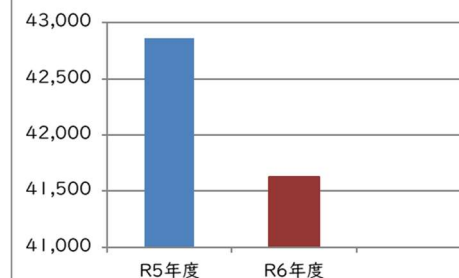
軽油使用量 ℓ/年



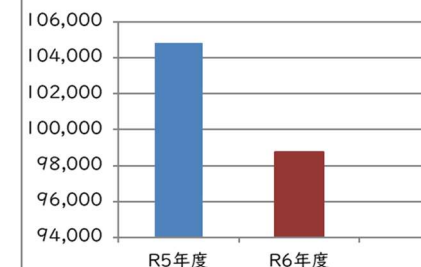
水使用量 m³/年



ガソリン使用量 ℓ/年



電力使用量 kwh/年



2 環境目標の設定

当社では、環境目標を表2のとおり設定し、環境負荷の削減等に取り組んでおります。

表 2-1 環境目標

コア指標	環境方針	環境目標項目	単位	基準年度	年度毎目標値 (基準年度に対する削減(増加)率)			中長期 の目標
					R5年度	R6年度	R7年度	令和5年度～ 7年度
				基準値				
二酸化炭素排出量	省エネルギーの推進	電力の削減	削減率(%)	R4年度	1	2	3	3
			kwh	121,190	119,978	118,766	117,554	117,554
		ガソリンの削減	削減率(%)	R4年度	1	2	3	3
			L	33,459	33,124	32,790	32,455	32,455
		灯油の削減	削減率(%)	R4年度	1	2	3	3
			L	3,255	3,222	3,190	3,157	3,157
		軽油の削減	削減率(%)	R4年度	1	2	3	3
			L	309,393	306,299	303,205	300,111	300,111
二酸化炭素量の削減	削減率(%)	R4年度	1	2	3	3		
	90%以上	966,944	957,274	938,129	909,985	882,685		
廃棄物排出量	産業廃棄物の削減	再資源化率の増加	再資源化率	R4年度	1	2	3	3
			90%以上	90	91	92	93	93
	産業廃棄物(自社分)		削減率(%)	R4年度	1	2	3	3
			t	27,741	27,464	27,186	26,909	26,909
	一般廃棄物	ゴミの削減	削減率(%)	R4年度	1	2	3	3
			kg	2,666	2,639	2,613	2,586	2,586
水使用量	節水	節水	削減率(%)	R4年度	1	2	3	3
			m	276	273	270	268	268
製品サービス	顧客の信頼向上	環境苦情	件数	0	0	0	0	0
	受託廃棄物	再資源化推進	再資源化率					
			%	95	95	95	95	95
	社会貢献	地域貢献活動推進	清掃活動外	件数	1	1	1	1

5.環境活動計画、取組結果とその評価、次年度の目標及び取組内容

環境活動計画については、単年度の環境目標に対応した具体的な取組の内容（達成手段）を表４の通り作成した。

なお、それぞれの計画の責任者と担当者及びスケジュールを定め確実な実行に努めております。

表4 主な環境活動計画の内容

環境方針	環境目標項目	取組内容	実施状況の評価	取組み結果	次年度の目標	次年度の取組内容
二酸化炭素排出量削減	電力の二酸化炭素の削減	①事務室、作業所等の照明は、昼休み、残業時等不要な時は消灯している	○	照明機器のLED化による電力消費ベースの削減、冷暖房設備の温度管理の徹底により使用量を削減することができました。	項目 二酸化炭素排出量 773,193 基準値	次年度も、重機・移動車両の不要なアイドリングをやめ、車両から離れるときはエンジンを切る等燃料の節約を徹底し、化石燃料の使用削減による目標達成を目指す。
		②照明の適正管理（エリア別の点灯）を行っている。				
		③休日・夜間はOA機器の主電源を切る。				
		④空調機器の適温化（冷房・暖房）を徹底している。				
		⑤空調機器の定期的なフィルター清掃・交換を行っている。				
	建設機械等の燃料の二酸化炭素削減	①燃料消費の少ない建設機械や設備機器を選定している（低排ガス型機械等）	○	目標よりも多かつた月もあったが、年間を通して、削減努力があったように思えます。	削減率 3% 目標値 909,985kg-CO ₂	
		②燃料消費の少ない施工方法や作業方法を採用している（工程短縮、運搬経路計画等）				
		③機械等の作業は、過剰な負荷をかけないようにしている（省エネ運転、アイドリングストップ）				
		④建設機械等は、定期的に自主点検のほか、施工開始前に点検を実施している（自主検査記録等）				
		⑤運搬車両に過積載が行われないように徹底している。				
灯油・LPG等の二酸化炭素の削減	①暖房温度（暖房24度程度）の設定管理を徹底している	×	昨年度は稀にみる豪雪の影響もあり、灯油使用量が増えるのは仕方ないかと思ひます。			
	②冬期における重ね着等服装の工夫（ウォームピズ）をして、暖房の使用を抑える。					
	③ブラインドやカーテンの利用等により、熱の出入りを調節している。					
廃棄物排出量削減	廃棄物の発生抑制	①裏紙を使用し、ゴミの発生を抑制する。	○	ペーパーレスを目標に、裏紙使用や印刷物を電子化したり、FAX送信時も印刷することなく送信した事が今回の結果につながったと思ひます。	項目 一般廃棄物 基準値 2,266kg 削減率 3% 目標値 2,586kg	
		②使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入り弁当等）の使用や購入を抑制している				
		③再使用またはリサイクルしやすい製品を優先的に購入している。				
		④詰め替え可能な製品の利用や備品等の修理により、製品の長期使用を進めている。				
		⑤機器等の故障時には、修理可能かチェックし、可能な限り修理することで長期使用に努めている。				
	リサイクルの促進	①古紙回収業者に引き取りを依頼している。	○	ゴミの分別を徹底し、紙・プラスチックをリサイクルすることにより、ゴミの排出量を抑制することが出来た。		
		②紙、金属缶、ガラス瓶、プラスチック、電池等について、分別ボックスの適正配置等によりゴミの分別を徹底している。				
	産業廃棄物等の適正処理	③シュレッダーの使用を機密文書等に限り、紙のリサイクルに努めている。				
		①産業廃棄物管理票（マニフェスト）をもとに廃棄物の適正な処理を行っている。	○	産業処理時は適正にマニフェストを発行し、処理することが出来た。		
		②産業廃棄物の最終処分先を定期的に、直接確認している。				
水使用量削減	節水	①節水の呼びかけをしている。	△	現場においては必要最小限の水使用により、削減をすることができた。	項目 節水 基準値 276㎡ 削減率 3% 目標値 268㎡	次年度も引き続き現場、事務所ともに節水を心がけ、削減目標達成を目指す。
		②手洗時、洗い物においては日常的に節水を励行している。				
		③水道配管からの漏水がないか定期的に点検・確認している。				
		④散水用の水は、排水路等の水や雨水を利用している。				
		⑤建設機械等を洗車する場合は、泥等を落とすしてから行っている。				
	排水処理	①作業方法を見直し、水質汚濁の少ない方法に変更している。	○	工事現場の排水時は定期点検を行い、水質汚濁を防止することが出来た。		
		②排水等の定期点検を行い、適正に管理している。				
		③有害物質や有機汚濁物質（生ごみ等）が出来るだけ混入しないようにしている。				
		④水質汚濁の少ないプロセスや機器（雨液の回収・再利用等）を採用している。				
騒音・振動防止等の取組	①周辺の生活環境に影響の少ない時間帯での施工を行っている。	○	解体工事に伴う騒音、粉じんに対する苦情はありませんでした。		今後も騒音・粉じんの低減に努める。	
	②周辺の生活環境に影響の少ない施工方法や作業方法を検討し施工している。					
	③低騒音・低振動型建設機械等の導入により、騒音・振動を防止している。					
	④騒音のレベルを抑えるために適正な車両整備を行っている。					
	⑤騒音・振動防止のため日常的な監視等を実施している。					
環境に配慮した施工の推進	①土砂が飛散しないように風向きを考慮する等環境に配慮して施工を行っている。	○	解体工事においては、土砂、粉じんが飛散しないよう散水養生が行われていました。		次年度も現場での土砂、粉じん飛散抑制を徹底し、環境に配慮した工事を行う。	
	②ダンプのタイヤの泥除去のため、場内の道路は砕石（鉄板）を敷設している。					
	③土砂の飛散防止に努めている。					
	④再生資源の積極的利用に取り組んでいる。					
その他		①ゴミ拾い、清掃活動等のボランティア活動の実施。	○	事務所周辺道路のゴミ拾いボランティア清掃を実施しました。		次年度も積極的な清掃活動を行う。

○：評価出来る、△：まずまず評価できる、×：評価できない



環境活動の状況……今年度も清掃ボランティア並びに、火災訓練、油漏洩処理訓練を行うことができました。

令和7年6月20日(金)

消火訓練及び重機からの油漏洩処理訓練

【産業廃棄物の木くずより火災発生した想定】



【重機給油口から漏洩した想定】



令和7年4月16日(水)

事務所付近道路ボランティア清掃活動(8社合同)



6. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規等について取りまとめ、遵守状況を確認したところ違反はありませんでした。また、過去3年間関係当局からの違反などの指摘、訴訟についても問題ありませんでした。解体工事現場において昨年度は苦情などありませんでした。主な環境関連法令は下記となります。



No.	法令名	条項	要求事項	遵守
1	建設リサイクル法	第10条	対象建設工事の届出	○
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法)	第12条9項、10項	多量排出事業者計画、実施状況届	○
3		第14条6項	産業廃棄物処分業許可	○
4		第15条1項	産業廃棄物処理施設設置許可	○
5	大気汚染防止法	第18条の1	特定粉じん排出等作業の実施届出	○
6	70㏓類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (70㏓排出抑制法)	第42条	特定解体工事元請業者の確認及び説明	○
7	石綿障害予防規則	第4条の2第1項	事前調査の結果等の報告	○
8		第5条	作業計画の届出	○
9		第19条	作業主任者の届出	○

7. 代表者による全体評価と見直しの結果

当社のエコアクションによる環境経営活動の取組は今年で9年目となります。従業員が環境のために考え、行動する姿勢が大分根付いてきたように思えます。

現在、まだ続いている化石燃料全般の値上がりにより、いまだ経営を圧迫する事態は続いておりますが、環境配慮型の車両、施工方法などの検討により軽油使用量は削減することができました。また、ペーパーレスを意識してFAX送信をPCから行うことだったり、チェック作業に使うものは裏紙使用であったりしたこともゴミ削減へとつながったと思います。

全体的にみると、昨年度よりかなり二酸化炭素の排出量を抑えることができました。今年度は廃プラをリサイクルして熱燃料へと利用できるサーマルリサイクルへも力を入れてまいります。今後も他に削減できるものはないか、どのようにしたら減らせるのかを全社員一丸となり考え、実行していきたいと思っております。

